

みやこ町

第6期障がい福祉計画及び  
第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

みやこ町



## はじめに

近年、障がい者を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。国は、障害者権利条約批准後初めての基本計画となる「第4次障害者基本計画」を平成30年3月に策定し、共生社会の実現に向け、福祉・保健・医療・教育・労働・交通・情報等の各分野における諸施策の方向性を明示しました。

また、住民の皆さまの価値観やライフスタイルが多様化する中で、障がい者の意識も変化し、地域における自立や社会参加への意識がますます高まってきました。その一方、障がい者に対する差別や偏見は根強く存在し、日常生活上の不便さ・困難さを招く障壁となっています。障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みにより共生意識の定着を図ることが求められています。

このような中、本町では、社会情勢や地域の実情に応じた障がい者への取組を行うため、平成30年3月に「みやこ町第2期障害者計画」を策定しました。「互いに理解し 支え合い ともに生きる」を基本理念とし、障がいの有無に関わらず、お互いに支え合い、地域とつながりながら住み慣れた町で地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現を目指しております。

みやこ町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画では、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等にかかる令和5年度末の目標を設定するとともに、令和5年度までのサービス事業量を見込み、必要な障がい福祉サービスや相談支援が計画的に提供できるよう、総合的かつ計画的に体制整備を図ることといたしました。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきましたみやこ町障害福祉施策検討委員会の皆さまをはじめ、関係各位に深く感謝し心からお礼申し上げます。また、町民の皆様におかれましては、今後とも計画推進に対しまして、なお、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



令和3年3月

みやこ町長 井上 幸春

# 目次

---

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

1 人口動態	5
2 身体障がい者の現状	7
3 知的障がい者の現状	9
4 精神障がい者の現状	10
5 難病患者の現状	11
6 障がい児の就学の現状	12
7 障がい者の雇用の現状	14

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	15
2 サービスの体系	17

## 第4章 成果目標とサービス事業量の見込み

1 令和5年度の成果目標	19
2 障がい福祉サービスの見込量	24
3 障がい児福祉サービスの見込量	32
4 地域生活支援事業の見込量	35

## 第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	43
2 計画の進捗管理	43

## 資料編

1 みやこ町障害福祉施策検討委員会設置条例	45
2 みやこ町障害福祉施策検討委員会委員名簿	47
3 用語解説	48
4 みやこ町役場連絡先一覧	53

### ※「障がい」の表記について

本計画では、法令の名称や法令用語、団体等の固有名称を除き、原則として「障害」を「障がい」と表記しています。計画名の表記も今回の策定を契機に「障がい」という表記に改めました。



# 第1章

## 計画の概要



## 1 計画策定の背景と趣旨

本町では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障がい者に係る制度改革や障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年3月、「みやこ町第2期障害者計画」と「みやこ町第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（以下「前計画」という。）を一体的に策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

前計画の策定に先立ち、平成28年5月に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部を改正する法律」では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実が規定されており、地域生活支援拠点等の整備とともに、障がい者の高齢化・重度化や親亡き後を見据えた施策展開が求められました。

また、平成29年2月には、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程が発表され、市町村の福祉行政が新たな局面を迎える中での計画策定でした。

この度、3年に一度の障がい福祉計画・障がい児福祉計画見直しの時期を迎えましたが、令和2年5月には、直近の障がい者保健福祉施策の動向等を踏まえ、前計画策定の基礎となった「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

そこで、本町においても、前計画期間中における成果目標の達成状況や障がい福祉サービス等の利用実績等を踏まえながら、新しい基本指針に基づく「みやこ町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【障がい者施策関連法令などの動向】 『 』は略称を表しています。

年	国の動き
平成 15 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年	○障害者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年	○[改正] 障害者雇用促進法 施行 ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年	○[改正] 障害者基本法 施行 ・目的規定及び障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	○[改正] 障害者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待防止法』 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律『障害者優先調達推進法』 施行 ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年	○障害者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正]発達障害者支援法 施行 ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年	◆『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」発表
平成 30 年	●障害者基本計画（第4次）の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ◆障害者雇用率引き上げ ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

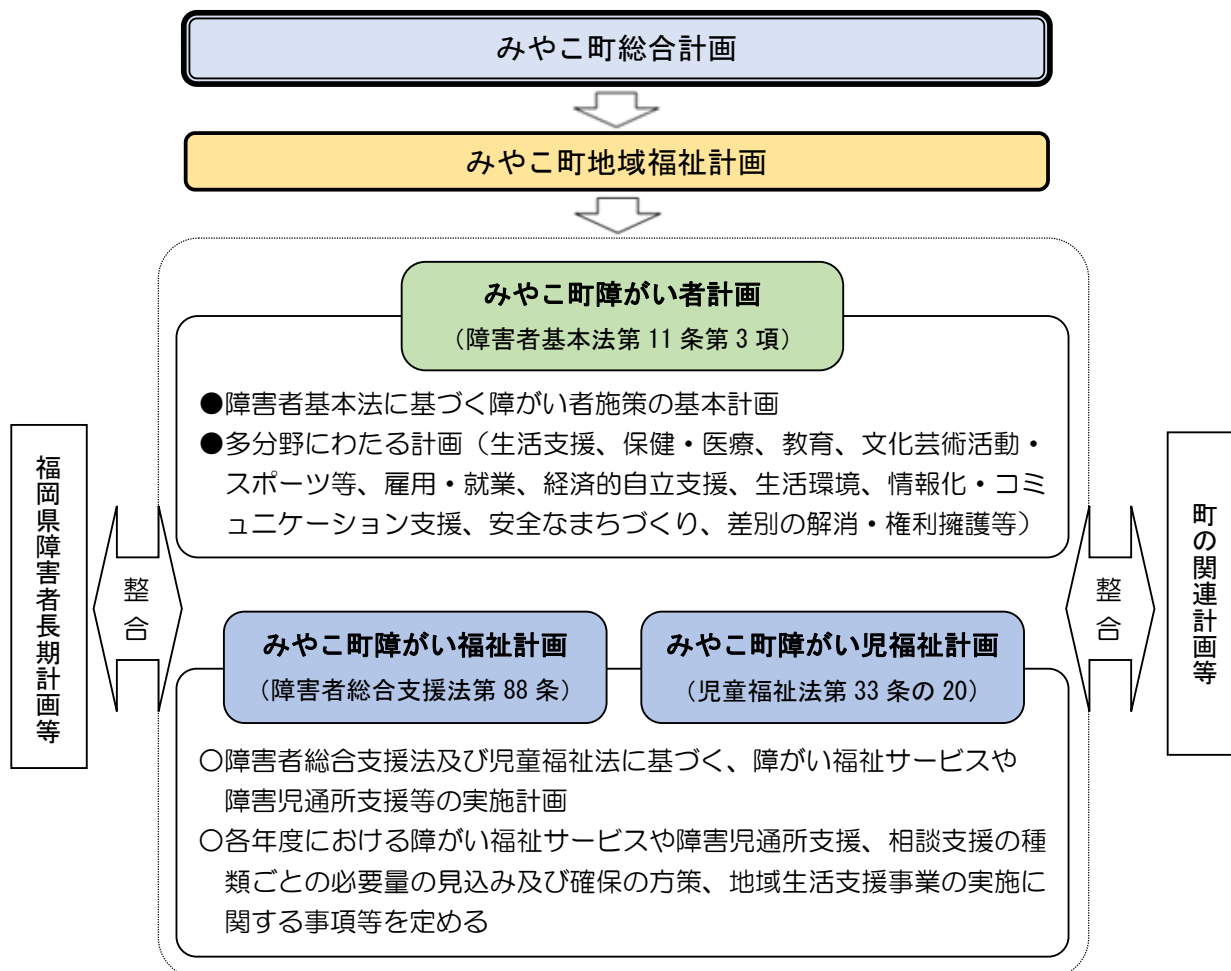


## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するものです。

前計画と一体的に策定した「みやこ町障がい者計画」が、町における障がい者に関連する施策・事業を全体的に把握し、体系づけることで、障がいのある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、町民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画であるのに対し、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

また、本計画は、上位計画である「みやこ町総合計画」や「みやこ町地域福祉計画」をはじめとする町の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期障がい者計画						第3期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画					

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く住民の意見を反映させるため、学識経験者、住民代表、各種団体代表者、施設事業者からなる「みやこ町障害福祉施策検討委員会」を設置し、多方面からの意見集約を行いました。



## 第2章

# 障がい者を取り巻く現状



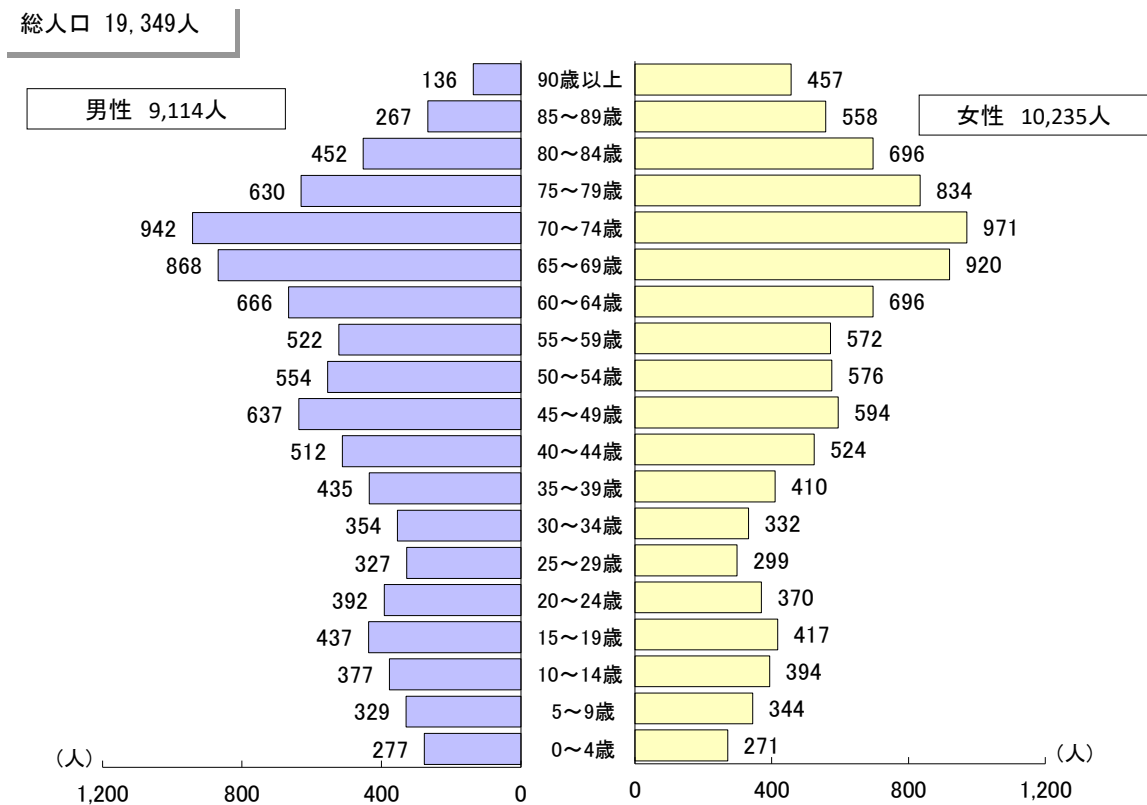
# 1 人口動態

## (1) 人口構造

本町の人口は、令和2年4月1日現在で、男性9,114人、女性10,235人、合計19,349人です。

年齢階層別に見ると、いわゆる団塊の世代を含む70～74歳が最も多くなっており、今後5年間でこの階層が順次後期高齢期に達することから、後期高齢者数の増加が見込まれます。

人口ピラミッド（令和2年4月1日現在）

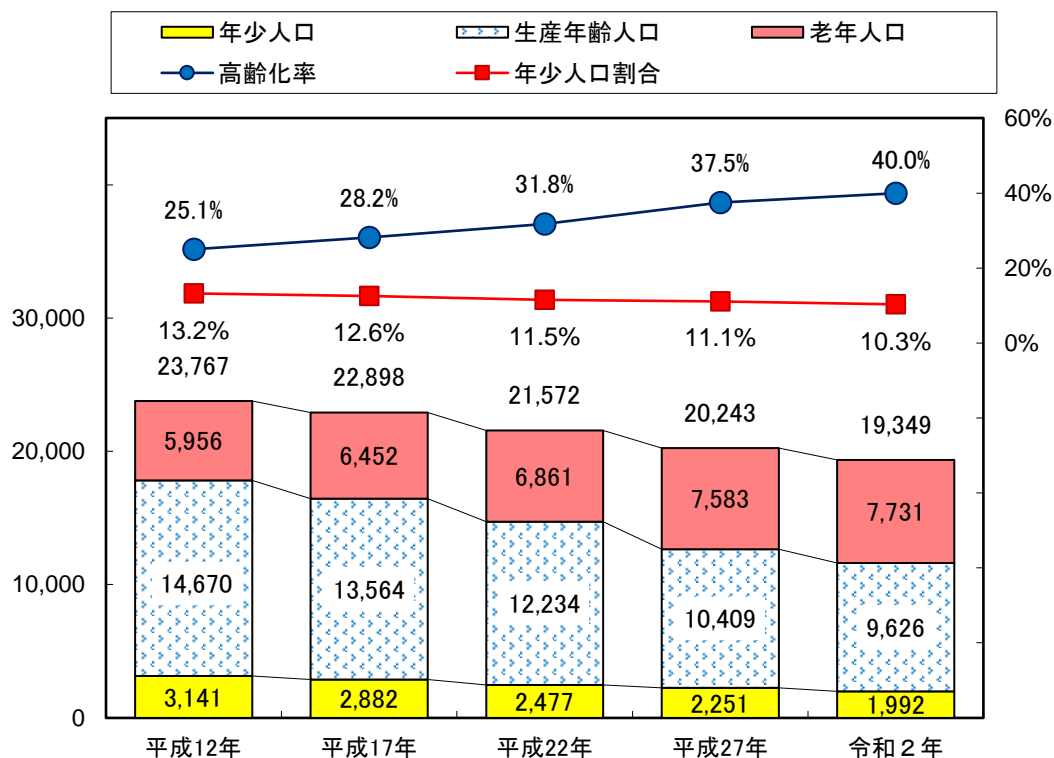


資料：住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口の推移

平成12年以降の年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。令和2年4月1日現在の高齢化率は40.0%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率等の推移



※総人口には年齢不詳人口を含む

※各年10月1日（令和2年は4月1日）現在 資料：国勢調査（令和2年は住民基本台帳）

## 2 身体障がい者の現状

### (1) 身体障害者手帳所持者数

本町の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在 969 人（総人口の 5.0%）で、うち 65 歳以上の高齢者が 777 人で全体の 80.2%を占めています。

障がい種別に見ると、肢体不自由が 475 人（49.0%）と最も多く、次いで内部障がい 344 人（35.5%）となっています。また、重度障がい者（1、2 級）は 441 人で、全体の 45.5%を占めています。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	1	1
	18～64歳	6	6	0	0	0	1	13
	65歳以上	23	18	3	3	2	1	50
	合計	29	24	3	3	2	3	64
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	1	1	0	0	0	1	3
	18～64歳	1	4	0	2	0	2	9
	65歳以上	4	6	7	9	1	35	62
	合計	6	11	7	11	1	38	74
音声・言語障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	1	0	0	3	0	0	4
	65歳以上	1	0	6	1	0	0	8
	合計	2	0	6	4	0	0	12
肢体不自由	18歳未満	4	3	1	0	0	0	8
	18～64歳	23	26	21	18	9	11	108
	65歳以上	53	53	72	131	31	19	359
	合計	80	82	94	149	40	30	475
内部障がい	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18～64歳	34	0	4	7	0	0	45
	65歳以上	172	0	44	82	0	0	298
	合計	207	0	48	89	0	0	344
合計	18歳未満	6	4	1	0	0	2	13
	18～64歳	65	36	25	30	9	14	179
	65歳以上	253	77	132	226	34	55	777
	合計	324	117	158	256	43	71	969

※令和元年度末現在

資料：みやこ町

## (2) 身体障害者手帳所持者数の推移

本町における平成29年度から令和元年度までの身体障害者手帳所持者数の、等級別、障がい種別、年齢階層別の推移は以下のとおりです。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	321	308	324
2 級	122	120	117
3 級	158	155	158
4 級	260	251	256
5 級	40	39	43
6 級	79	71	71
合計	980	944	969

※各年度末現在

資料：みやこ町

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

障がい種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障がい	63	60	64
聴覚・平衡機能障がい	73	70	74
音声・言語障害	11	11	12
肢体不自由	492	471	475
内部障がい	342	332	344
合計	981	944	969

※各年度末現在

資料：みやこ町

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	11	11	13
18歳～64歳	190	176	179
65歳以上	779	757	777
合計	980	944	969

※各年度末現在

資料：みやこ町



### 3 知的障がい者の現状

#### (1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本町の療育手帳所持者数は、令和元年度末現在 173 人（総人口の 0.9%）で、年々増加する傾向にあります。

障がい程度別に見ると、中軽度のB判定が 107 人と多く、全体の 61.8%を占めています。

また、平成 29 年度から令和元年度にかけての増加率が高いのもB判定で、増加率は 16.3%となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

障害程度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A 判定	62	65	66
B 判定	92	104	107
合計	154	169	173

※各年度末現在

資料：みやこ町

#### (2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、平成 29 年度から令和元年度にかけての増加率が高いのは 18 歳未満で、10 人（37.0%）の増加となっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	27	30	37
18歳～64歳	100	108	105
65歳以上	27	31	31
合計	154	169	173

※各年度末現在

資料：みやこ町

## 4 精神障がい者の現状

### (1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在 162 人（総人口の 0.8%）で、等級別に見ると、2 級が最も多く、令和元年度は全体の 59.9%を占めています。

また、平成 29 年度からの推移を見ると、1 級は横ばい、2 級と 3 級は増加傾向にあり、全体で見ると 18 人（12.5%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

等 級	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	17	16	17
2 級	90	95	97
3 級	37	44	48
合 計	144	155	162

※各年度末現在

資料：みやこ町

### (2) 年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢階層別に見ると、18 歳未満は極めて少数で、18 歳以上が大半を占めています。

年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	2	1	1
18歳～64歳	118	128	130
65歳以上	24	26	31
合 計	144	155	162

※各年度末現在

資料：みやこ町

## 5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成26年12月までは、難病のうち130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、その中で、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。

令和元年7月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となっています。

本町における令和元年度末の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は174人、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は14人となっています。

一方、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。さらに、上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られ、令和元年7月1日からは、361疾病が対象となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数などの推移(みやこ町) (単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	193	197	167	163	174
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	17	16	16	10	14

※各年度末現在

資料：福岡県京築保健福祉環境事務所

## 6 障がい児の就学の現状

### (1) 町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況

町内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

区 分			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
特別支援学級	知的障害	小学校	学級数	6	6	7	7	6
			児童数	18	17	19	21	21
		中学校	学級数	3	3	3	3	3
			生徒数	9	15	9	7	5
	自閉症・情緒障害	小学校	学級数	4	4	6	6	6
			児童数	8	10	14	12	16
		中学校	学級数	2	2	2	1	2
			生徒数	3	3	3	1	4
	肢体不自由	小学校	学級数	1	1	0	0	0
			児童数	1	1	0	0	0
		中学校	学級数	-	-	1	1	1
			生徒数	-	-	1	1	1
	弱視	小学校	学級数	1	1	0	0	0
			児童数	1	1	0	0	0
	難聴	小学校	学級数	0	1	1	1	1
			児童数	0	1	1	1	1
	小計		学級数	17	18	20	19	19
			生徒数	40	48	47	43	48
通級指導教室	情緒障害	小学校	教室数	1	2	2	2	2
			児童数	28	20	26	30	43
		中学校	教室数	0	0	1	1	1
			生徒数	0	0	1	3	3
	LD・ADHD	小学校	教室数	1	2	2	2	1
			児童数	8	6	9	7	3
		中学校	教室数	0	1	1	0	0
			生徒数	0	2	1	0	0
	自閉症	小学校	教室数	0	1	0	0	0
			児童数	0	1	0	0	0
	小計		教室数	2	6	6	5	4
			児童数	36	29	37	40	49
合計		学級・教室数	19	24	26	24	23	
		児童数	76	77	84	83	97	

※各年5月1日現在

資料：みやこ町

## (2) 特別支援学校への就学状況

本町からの特別支援学校への就学状況は以下のとおりで、令和2年5月1日現在の通学者数は24人となっています。

## 特別支援学校の状況

種別	学校名	所在地 (市町村)	みやこ町からの通学者(人)			
			小学部	中学部	高等部	計
知的障がい	福岡県立築城特別支援学校	築上町	4	4	7	15
肢体不自由	福岡県立築城特別支援学校	築上町	3	0	1	4
知的障がい	福岡県立特別支援学校 「北九州高等学園」	中間市	0	0	5	5
合 計			7	4	13	24

※令和2年5月1日現在

資料：みやこ町

## 7 障がい者の雇用の現状

### (1) 企業の障がい者の雇用状況

令和元年6月1日現在、行橋公共職業安定所管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率(2.2%)を達成している企業は126社中52社で、達成率は41.3%となっています。

#### 企業規模別の障がい者雇用状況(行橋公共職業安定所管内)

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成割合(%)
45.5～99人	70	4614.0	144.0	3.12	28	40.0
100～299人	44	6544.5	135.5	2.07	16	36.4
300～499人	6	2417.5	61.5	2.54	5	83.3
500人以上	6	6611.0	187.5	2.84	3	50.0
計	126	20187.0	528.5	2.62	52	41.3

※令和元年6月1日現在

資料：福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計。

### (2) 町の行政機関における障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在、町の行政機関における障がい者雇用率は3.55%で、法定雇用率(2.5%)を達成しています。

#### 町の行政機関における障がい者の雇用状況

	職員数(人)	障がい者数(人)	障がい者雇用率(%)
みやこ町	366.5	13.0	3.55

※令和2年6月1日現在

資料：みやこ町

※障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方





# 1 計画の基本理念

みやこ町障害者計画の基本理念である「互いに理解し 支え合い とともに生きる」社会の実現に向けて、国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる7つを基本理念とし、その推進を図ります。

## (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

## (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施と充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施し、障がい福祉サービスのさらなる充実に向けた取り組みを推進します。

発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

## (3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えます。

障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

## (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

#### (6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の高齢化・重度化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

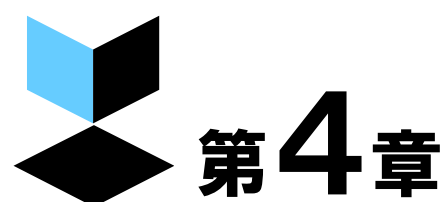
特に、「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 2 サービスの体系

障がいのある人を対象としたサービスの体系は以下のとおりです。

大分類	小分類	サービスの種類
障がい福祉サービス	(1) 訪問系サービス	①居宅介護
		②重度訪問介護
		③同行援護
		④行動援護
		⑤重度障害者等包括支援
	(2) 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練(機能訓練・生活訓練)
		③就労移行支援
		④就労継続支援(A型・B型)
		⑤就労定着支援
		⑥療養介護
		⑦短期入所(福祉型・医療型)
	(3) 居住系サービス	①自立生活援助
		②共同生活援助(グループホーム)
		③施設入所支援
	(4) 相談支援	①地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)
②計画相談支援		
障がい児福祉	(1) 障害児通所支援	①児童発達支援
		②医療型児童発達支援
		③居宅訪問型児童発達支援
		④放課後等デイサービス
		⑤保育所等訪問支援
	(2) 障害児相談支援	①障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助
地域生活支援事業	(1) 必須事業	①理解促進研修・啓発
		②自発的活動支援
		③相談支援
		④成年後見制度利用支援
		⑤成年後見制度法人後見支援
		⑥意思疎通支援
		⑦手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成
		⑧日常生活用具給付等
		⑨移動支援
		⑩地域活動支援センター
	(2) 任意事業	①日中一時支援
		②身体障害者自動車改造助成
		③更生訓練費給付





## 第4章

# 成果目標とサービス事業量の見込み



## 1 令和5年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和2年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、従来の5つの成果目標の一部見直しを含め7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本町の実情を踏まえ、新たに令和5年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和2年度末までに、平成28年度末現在の施設入所者(31人)の9%以上(3人)を地域生活へ移行すること及び平成28年度末現在の施設入所者の2%減の1人の削減を目標としていました。

令和元年度末までの地域生活移行者数は2人と、現時点では目標に達していませんが、今後も入所による支援が必要な人がいる一方で、何らかの支援があれば、地域生活に移行でき、必ずしも入所が必要でない人が一定程度存在することが考えられるため、引き続き地域移行に向けた取り組みが必要です。

本計画では、福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら、本人の意向に沿った地域生活への移行が実現できるよう、地域移行支援及び地域定着支援の周知と利用の促進、多様な形態の住まいの整備等に努め、令和元年末時点における施設入所者(31人)の6%(2人)以上を令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における福祉施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上(1人)削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の 実績	令和元年度末現在の施設入所者数	31人
	令和元年度末までの地域生活移行者数 <sup>※1</sup>	2人
本計画の 目標値	令和5年度末の施設入所者数	30人
	令和5年度末までの削減数 <sup>※2</sup>	1人
	令和5年度末までの地域生活移行者数 <sup>※1</sup>	2人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

※2 令和5年度末までの削減数は、令和2～5年度末までの地域生活移行者数及びその他の退所者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいがあっても、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、京都府地域自立支援協議会を活用する方向で協議を行い、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回/年)	0	1	1	1

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。そのため、国の基本指針では、地域生活支援拠点等を令和2年度までに各市町村又は各圏域に1か所整備することとなっていますが、本町並びに京築地区では未整備の状態です。

しかし、本町においても障がい者の高齢化が進んでおり、障がい者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていける町にするためには、地域のあらゆる資源を有機的につなぐネットワーク機能を整備し、地域での居住支援機能の充実を図る必要があります。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門の人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本計画では、令和5年度末までに圏域内に1つ以上の機能を持つ地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。

成果指標・活動指標	前計画 (実績)	本計画(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数(か所)	0	1	1	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(回/年)		1	1	1



## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

## ①福祉施設から一般就労への移行

障がいのあるなしにかかわらず、「働く」ことは、自立した生活や生きがいにつながる暮らしの大切な要素です。

前計画では、令和2年度における年間一般就労への移行者数の目標を6人と設定していましたが、町内に就労移行支援事業所がないこともあって、令和元年度の一般就労移行者はいませんでした。

本計画では、障がい者の就労を支える関係機関との連携、協力体制を構築し、就労関係の相談業務を充実するとともに、ハローワークと共同で各企業へ障がい者雇用のPRを継続実施することで、一般就労希望者の令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を1人以上にすることを目標とします。

なお、前計画では、「福祉施設から一般就労への移行」を進めるための手段として、就労移行支援事業の利用者数を増やしていくことを基本としていましたが、令和元年度末の利用者数は4人となっています。今後も障がい者が「働きたい」「働き続けたい」という思いに寄り添った支援を充実させていくとともに、多様な働き方を広く紹介し、障がい者就労に対する理解促進を図ります。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の 実績	令和元年度の年間一般就労移行者数	0人
	令和元年度末現在の就労移行支援事業利用者数	4人
本計画の 目標値	令和5年度の年間一般就労移行者数 (令和元年度実績の1.27倍以上)	1人

## ②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

障がい者の就労支援はもとより、就労後も企業の障がいに対する理解の促進など、障がい者が安心して働き続けるための支援や就労の基盤となる生活面の支援も充実が求められています。

前計画では、国の指針に基づき、平成30年度から新設された就労定着支援について、各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることを基本としていましたが、平成30年度の就労定着支援利用者はいませんでした。

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障がい者雇用の広がりや踏まえた企業支援の充実など、関係機関と連携を図りながら障がい者の就労を支えます。

なお、国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることが求められていますが、町内には就労定着支援事業所がないため、本計画では目標値を設定しないこととします。

#### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

##### ①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本町では、障がい児に対する専門的な支援の確保という観点から、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援を利用できる体制整備に努めてきました。現在、圏域内に児童発達支援センターは2か所、保育所等訪問支援事業所は5か所整備されており、今後もサービスを必要とする児童に対して適切な支援が行えるようサービス提供体制の充実を図ります。

##### ②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、現在、圏域内に2か所ずつ整備されており、今後もその利用促進を図ります。

##### ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

前計画では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、対象児の支援の必要に応じて母子保健、医療機関、障がい福祉サービス事業所、保育園（所）、学校等の関係機関による医療的ケア児支援に関する情報交換及び支援方法の協議を行うこととしていましたが、協議の場は令和元年度末現在未設置の状況です。

今後、協議の場については、京都郡地域自立支援協議会を活用する方向で協議を行うとともに、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの配置を行います。

成果指標(圏域)	第5期 (実績)	第6期(見込み)		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター箇所数(か所)	2	2	2	2
保育所等訪問支援実施箇所数(か所)	5	5	5	5
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数(か所)	2	2	2	2
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場(か所)	0	1	1	1
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(人)	0	1	1	1

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### ①総合的・専門的な相談支援

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを基本とします。

### ②地域の相談支援体制の強化

相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援に努めるとともに、京都郡地域自立支援協議会において地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います。

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加に努め、業務の質の向上を図ります。

### ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

## 2 障がい福祉サービスの見込み

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

### (1) 訪問系サービス

#### ① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	21	21	21	21	21	21
利用時間 (時間/月)	245	234	220	252	252	252

※サービス見込み量の単位

人 / 月：1か月当たりの利用人数

時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

#### ② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	1
利用時間 (時間/月)	164	164	161	163	163	163

## ③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	2	3	2	2	2
利用時間 (時間/月)	0	230	38	198	198	198

## ④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

近隣に事業所がなく、本町の利用実績がないため、事業量見込は0とします。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

## ⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

近隣に事業所がなく、本町の利用実績がないため、事業量見込は0とします。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

## (2) 日中活動系サービス

## ① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	49	50	49	51	52	53
利用日数 (人日/月)	1,046	1,083	993	1,101	1,123	1,144

## ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

## ■自立訓練（機能訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	2	0	0	1	1	1
利用日数 (人日/月)	42	0	0	26	26	26

## ■ 自立訓練（生活訓練）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
利用日数 (人日/月)	36	33	28	38	38	38

## ③ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	3	4	4	5	6	7
利用日数 (人日/月)	41	65	80	88	105	123

## ④ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	30	34	38	38	38	37
利用日数 (人日/月)	622	686	760	760	760	760

⑤ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	58	67	66	67	67	67
利用日数 (人日/月)	1,112	1,210	1,214	1,246	1,246	1,246

⑥ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

⑦ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	3	4	4	4	4	4



## ⑧ 短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

## ■短期入所（福祉型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	6	6	6	6	6
利用日数 (人日/月)	0	43	43	46	46	46

## ■短期入所（医療型）

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日/月)	0	0	0	1	1	1

## (3) 居住系サービス

## ① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

## ② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	33	40	40	43	43	43

## ③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	32	31	29	31	30	29

## (4) 相談支援

### ① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	180	184	182	188	192	196

## ② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

## ③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

### 3 障がい児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

#### (1) 障害児通所支援

##### ① 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	9	11	15	15	15	15
利用人数 (人日/月)	151	129	162	180	180	180

##### ② 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童につき、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
利用人数 (人日/月)	0	0	0	1	1	1

## ③ 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

近隣に事業所がなく、本町の利用実績がないため、事業量見込みは0とします。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
利用人数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0

## ④ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	49	41	46	49	49	49
利用人数 (人日/月)	630	661	662	686	686	686

⑤ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	1	0	1	1	1	1
利用人数 (人日/月)	1	0	2	1	1	1

(2) 相談支援

① 障害児相談支援（障害児支援利用援助・継続障害児支援利用援助）

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人/月)	56	64	65	67	67	67

## 4 地域生活支援事業の見込み

本町では、障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を実施しています。

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和2年度は、令和2年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行う事業です。

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため、主に広報活動を通じて地域住民への働きかけを強化します。特定の住民だけではなく、多くの住民が事業に関心を持つためにも、誰もが参加しやすいイベント等を開催し、障がい者理解の充実に努めます。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行う事業です。

前計画期間中の実績はありませんが、障がい者等やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換できる交流会等の実施を検討します。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

### ③ 相談支援事業

#### ○相談支援事業

障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談に応じ、障がい福祉サービスなどの必要な情報の提供と利用の援助、専門サービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

障がい福祉サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援ができる指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所は4か所、障がいのある人の福祉に関する様々な問題について相談できる事業所は2か所あり、今後も利用者のニーズに応じたケアマネジメントが行える人材育成と支援体制を整備していきます。

#### ○地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場です。

本町では、苅田町と共同で、「京都郡地域自立支援協議会」を設置しており、今後も障がい者福祉に関するシステムづくりの中核として、機能の充実を図ります。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1

### ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。

利用希望に対応できるサービス提供体制を整えるとともに、事業の周知を図ります。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業利用件数	(件/年)	2	2	2	2	2	2



## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。

前計画期間中の利用実績はありませんでしたが、利用希望に対応できるサービス提供体制を整えるとともに、事業の周知を図ります。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度法人後見支援事業申立件数	(件/年)	0	0	0	1	1	1

## ⑥ 意思疎通支援事業

## ○手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者が公的機関等に赴く時などで円滑な意思の疎通が困難な場合に、手話通訳者を派遣する事業です。本町では、「京築手話協会」に事業を委託しています。

今後も希望者への派遣が行えるよう、事業を周知し、サービスの利用支援を図ります。

## ○要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者が公的機関等に赴く時などで円滑な意思の疎通が困難な場合に、要約筆記者を派遣する事業です。

前計画期間中の利用実績はありませんでしたが、今後の利用希望者のために、見込量を設定します。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者派遣事業 実利用件数	(件/年)	1	2	2	2	2	2
要約筆記者派遣事業 実利用件数	(件/年)	0	0	0	1	1	1

## ⑦ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成事業

聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が、その他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、意思伝達的手段として手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行う事業です。

前計画期間中の実績はありませんが、今後は手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成のためにも講座の開催を検討します。

区 分	前計画(実績)			本計画(見込み)		
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

## ⑧ 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付するサービスです。

対象となる日常生活用具は以下のとおりです。

## ○介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マットなど身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いるイス等のうち、利用者及び介助者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

## ○自立生活支援用具

入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

## ○在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器、盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

## ○情報・意思疎通支援用具

点字器、人工喉頭など、情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

## ○排泄管理支援用具

ストーマ装具など、排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、利用者が容易に使用することができ、実用性のあるもの。

## ○居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

障がい者が安心して日常生活を送れるよう、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がいの種類や程度といったそれぞれの特性にあった適切な日常生活用具の給付に努めます。

なお、本町では、18歳未満で聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する事業である軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施しています。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練支援用具	(件/年)	0	1	2	1	1	1
自立生活支援用具	(件/年)	0	5	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	(件/年)	2	3	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	(件/年)	3	4	6	4	4	4
排泄管理支援用具	(件/年)	436	408	312	385	385	385
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(件/年)	1	2	0	1	1	1

## ◎ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。

前計画期間中の実績は、見込を大きく上回って推移しており、利用者ニーズに対応できるサービス供給体制の整備に努めます。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
委託事業所数	(か所)	5	8	5	6	6	6
実利用者数	(人/月)	8	13	9	11	11	11
延べ利用時間数	(時間/年)	608	882	566	685	685	685

⑩ 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施するサービスです。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を提供するサービスです。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護を行うサービスです。

現在、行橋市内にある「地域活動支援センター美夜古」でⅢ型事業を行っています。今後も地域活動支援センターの機能を充実し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
I型実施箇所数	(か所)	0	0	0	0	0	0
II型実施箇所数	(か所)	0	0	0	0	0	0
III型実施箇所数	(か所)	1	1	1	1	1	1

## (2) 任意事業

## ① 日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援する事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
委託事業所数	(か所)	5	11	3	6	6	6
実利用者数	(人/年)	9	11	5	10	10	10
利用回数	(回/年)	382	875	376	544	544	544

## ② 身体障害者自動車改造助成事業

身体障がい者の社会参加の促進を目的として、本人が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用件数	(件/年)	0	0	1	1	1	1

## ③ 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

区 分		前計画(実績)			本計画(見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用者数	(人/月)	0	0	0	1	1	1





## 第5章

# 計画の推進体制





## 1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、子育て・健康支援課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進します。

また、計画の実施にあたっては、障がい者や難病患者、障がい者団体や社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いため、これら国、県の関係各機関との連携を図ります。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「京都郡地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

## 2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されている管理手法の一つで、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

本計画の推進にあたっては、子育て・健康支援課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。





**資料編**



# 1 みやこ町障害福祉施策検討委員会設置条例

令和2年3月17日

条例第6号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づくみやこ町障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づくみやこ町障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定し、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、みやこ町障害福祉施策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他障害福祉施策に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 医師会の医師
- (4) 各種障害者関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) その他特に町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定により委嘱又は任命を受けた日から2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て・健康支援課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 みやこ町障害福祉施策検討委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体	備考
町議会議員	熊谷 みえ子	みやこ町議会議員	委員長
	柿野 正喜	みやこ町議会議員	
学識経験者	寺島 正博	福岡県立大学	
医師	岡本 俊昭	医療法人もえぎ 岡本医院	
障害者関係団体	石谷 英樹	こすもす園・京都	副委員長
	武田 光雄	みやこ町身体障害者福祉協会	
	久松 逸雄	みやこ町知的障害者相談員	
	嶋田 光雄	みやこ町民生委員児童委員協議会	
	山下 成子	みやこ町民生委員児童委員協議会	
	福井 貢	みやこ町民生委員児童委員協議会	
	橋口 結城	みやこ町社会福祉協議会	
行政機関	藤原 美代	京築保健福祉環境事務所	
	川寄 光一郎	みやこ町教育委員会	

## 3 用語解説

### あ行

#### ◆意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービス。

#### ◆一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

### か行

#### ◆共生社会

障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会。

#### ◆共同生活援助（グループホーム）

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。

#### ◆ケアマネジメント

障がい者及びその家族に必要とする支援を迅速かつ効果的に提供できるよう、保健・医療・福祉のほか、教育・就労等を含めた幅広いニーズと地域の社会資源を結びつけるために連携・調整・統合を行うこと。

#### ◆計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画を作成する。

#### ◆権利擁護

住民であれば当然守られるべき法的利益さえ侵害されている当事者の立場を擁護し、侵害されるおそれのある当事者の生活を支える手立てを講じようとする事。

#### ◆合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障害者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。



## さ行

### ◆児童発達支援

未就学の障がい児について、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービス。

### ◆児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

### ◆市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がい等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。自治体等が行う養成研修を行っている。

### ◆社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

### ◆手話通訳者

身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話ごい、手話表現技術及び基本技術を習得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として、手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

### ◆障害者基本法

障がいのある人のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和 45 年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成 5 年に「障害者基本法」として全面的に改正された。この際、障がい者とは、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者と定義された。平成 16 年の一部改正では、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等が盛り込まれた。また、平成 23 年の一部改正により、発達障がい等を含めて障がい者の定義の見直しが行われたほか、地域社会における共生等が理念として盛り込まれた。

### ◆障害者虐待防止法

虐待の禁止、予防等に関する国等の責務、虐待を受けた障がいのある人の保護、養護者に対する支援等を定めた法律のこと。

### ◆障害者権利条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

### ◆障害者雇用促進法

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づける等、障がい者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。

**◆障害者差別解消法**

障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止が求められている法律のこと。

**◆障害者自立支援法**

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類ごとに分かれていた障がい者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ十分なサービス提供を行うことにより、障がい者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律（平成18年施行）。平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に法律名が変更になり、制度が一部変更となった。

**◆障害者総合支援法**

平成18年4月に施行された障害者自立支援法に変わり、すべての人が基本的人権を持つ個人として、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し、共に生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的として平成25年4月1日から施行された。この法律によって新たに難病患者も障がい福祉サービスの利用が可能となり、また重度訪問介護の対象者拡大やグループホームとケアホームの一元化等が実施されている。

**◆成年後見制度**

知的障がい、精神障がい、認知症等により行為能力が十分でない人の法律行為を保護・援助する後見人を決める制度。すでに精神障がいがある場合に決める法定後見制度と、意思能力があると認められた身体障がい者や体の自由がきかない高齢者が能力が衰える前に後見人を決める任意後見制度があり、申し立てを受けた家庭裁判所が審判を行う。

**た行****◆地域活動支援センター**

障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。障害者総合支援法に基づいて市町村が行う地域生活支援事業の一つ。

**◆地域共生社会**

従来の制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（平成29年2月厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）。

**◆地域自立支援協議会**

地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村に設置される組織。地域の実態や課題等の情報を共有して、協働するネットワークであり、相談支援事業者、サービス事業者、保健医療・教育・雇用関係機関、障がい者関係団体等で構成される。

#### ◆地域生活支援拠点等

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できる仕組み。

#### ◆特別支援教育

障がい（発達障がいを含む）のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

## な行

#### ◆難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、本人や家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

#### ◆日常生活用具

重度の障がいのある人（児童）や難病患者の日常生活を容易にするための用具。視覚障がい者用のタイプライター・電磁調理器・点字図書や難聴障がい者用ファックス・文字放送デコーダー、肢体不自由者及び難病患者用ベッド・入浴補助用具・スロープ等がある。

## は行

#### ◆発達障がい

発達障害者支援法で「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

#### ◆法定雇用率

障がい者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定された常用労働者の数に対する割合（障がい者雇用率）。

## や行

#### ◆要約筆記者

聴覚障がいのある人に対して話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者。大会等の場において講演内容等を要約筆記するほか、広報活動等に協力する。

## ら行

### ◆ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期等に分けられる。

### ◆療育

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

## 4 みやこ町役場連絡先一覧

(市外局番 0930)

みやこ町役場 (本庁)		電話	
本庁	代表	32-2511	
	3階	議会事務局 32-2655	
	2階	総務課 (人権男女共同参画室)	32-2511 32-6009
		行政経営課	32-2511
		財政課	
		観光まちづくり課	32-2512
		農林業振興課	
	農業委員会事務局		
	1階	会計課	32-2517
		税務課	32-2515
		住民課	32-2510
		保険福祉課	32-2516
		子育て・健康支援課	32-2725

みやこ町役場 (別館)		電話
別館	代表	32-2511
	上下水道課	32-6003
	総合行政委員会事務局	32-6004
	学校教育課	32-6005
	生涯学習課	32-6006
	建築課	32-6014
	都市整備課	32-6007
	保険福祉課 (高齢者支援係)	32-2516

みやこ町役場 (犀川支所・豊津支所・伊良原出張所)		電話
犀川支所	代表	42-0001
	住民課	
豊津支所	代表	33-3111
	住民課	
	税務課	
伊良原出張所		43-5111

※令和3年3月現在の配置であり、令和3年度以降課の配置が変わる予定があります。



みやこ町第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

令和3年3月

---

発行 福岡県みやこ町  
企画・編集 みやこ町子育て・健康支援課

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田 960 番地  
TEL (0930) 32-2725  
FAX (0930) 32-2735

---